

鳥取県高病原性鳥インフルエンザ対策 庁内連絡会議

日時：令和7年10月10日（金）

午後2時30分～

場所：第3応接室（鳥取県庁舎3階）

出席：知事、

鳥インフルエンザ対策チーム

（副知事、農林水産部、生活環境部）

危機管理部※、鳥取大学、

総合事務所等※、家畜保健衛生所※（※はリモート参加）

〔配信〕市町村、県警、自衛隊

会議内容

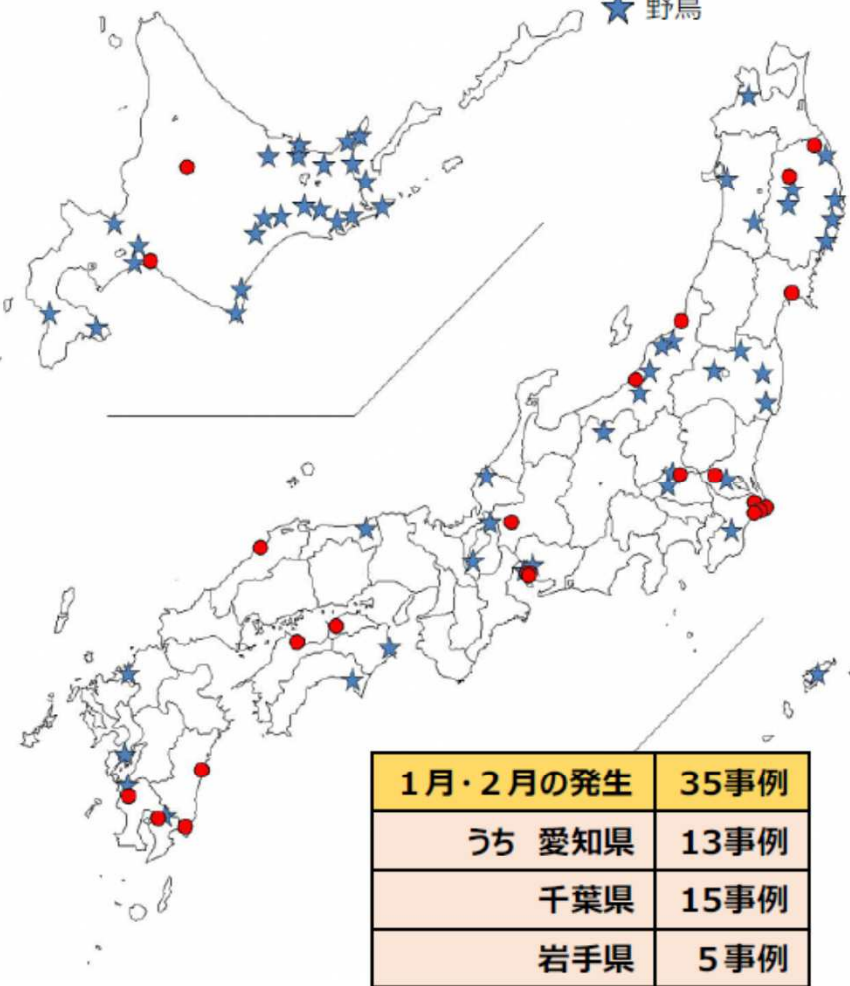
- 1 2024／25シーズンの国内における発生状況
- 2 鳥取県の対応（家きん）
- 3 県内の渡り鳥の状況と野鳥サーベイランスの基本方針
- 4 鳥取県の対応（愛玩鳥）
- 5 県民の皆様へ情報提供

2024／25シーズンの国内における発生状況

毎年、国内の家きんで発生。シーズンの初めは過去最多の発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースで、家きんの発生があり、養鶏地域での連続発生が顕著。

令和6年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥



過去シーズンとの比較

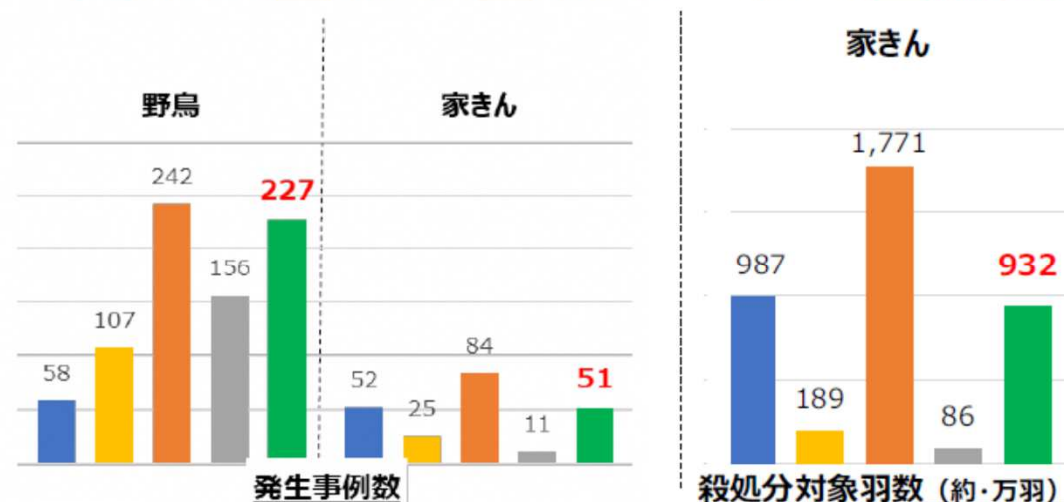
(1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数

■ : R2シーズン ■ : R3シーズン ■ : R4シーズン ■ : R5シーズン ■ : R6シーズン



(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

鳥取県の対応(家きん)

- 1 全79養鶏農場に注意喚起と渡り鳥飛来の連絡(9/18、10/2)
野生動物対策と飼養衛生管理基準の遵守、家きんの観察と異状発見時の早期通報、鶏舎周辺の消毒等を徹底。
- 2 飼育管理者からの飼養衛生管理基準の遵守状況の報告に基づき、
10/8までに家畜保健衛生所による巡回点検を実施済(全79農場)。
農場による自己点検と家保の点検を繰り返し実施。
- 3 鶏舎に近接する ため池に野鳥が飛来しないよう、市町村を通じて管理者に
水抜き等の協力を依頼済。(10月8日)
- 4 各総合事務所単位で防疫演習を実施
(東部10/8、中部9/30、西部9/22・26、県庁10/24)
- 5 関係団体との防疫業務に関する協定締結(R7)
 - (1)JA中央会、農業共済組合(1/30)
 - ・家畜の殺処分、農場消毒等作業
 - (2)産業資源循環協会(2/10)
 - ・農場から焼埋却場へ家畜等の搬出・運搬
 - ・発生農場での防疫作業支援(オペレーター業務)
 - (3)警備業協会(締結予定)
 - ・消毒ポイントの交通誘導、車両消毒等

鳥取県の対応(家きん)

養鶏農場、関係者への注意喚起とチェックポイント

- 1 家きん飼養農場における異状の早期発見・早期通報
通報の遅れはまん延リスクを高めるため、毎日の健康観察を注意深く行い、家きんの様子に少しでも異状を感じたときは、家畜保健衛生所へ早期通報する。
- 2 農場におけるウイルス侵入防止対策の強化
 - (1)飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の自己点検を実施する。
 - (2)飼養衛生管理区域又は家きん舎への出入り時は、区域専用靴の履き替え、農場専用服の着用、手指の消毒を徹底する。
 - (3)野鳥や野生動物の対策については、家きん舎や堆肥舎、農場内の水場等での防鳥ネットや忌避テープの適切な使用、餌タンク・餌置場の清掃、家きんの死体や廃棄卵の適切な処理など、侵入防止だけでなく誘引防止対策を実施すること。

県内の渡り鳥の状況と野鳥サーベイランスの基本方針

《県内の渡り鳥の飛来状況》

- ・ **9月下旬**に中海、日光地区において渡り鳥の飛来を確認(近年と同様の状況)
- ・ **9/26**米子水鳥公園で初雁(ガン類の初飛来)を確認(過去最も早く、近年は早期飛来傾向)

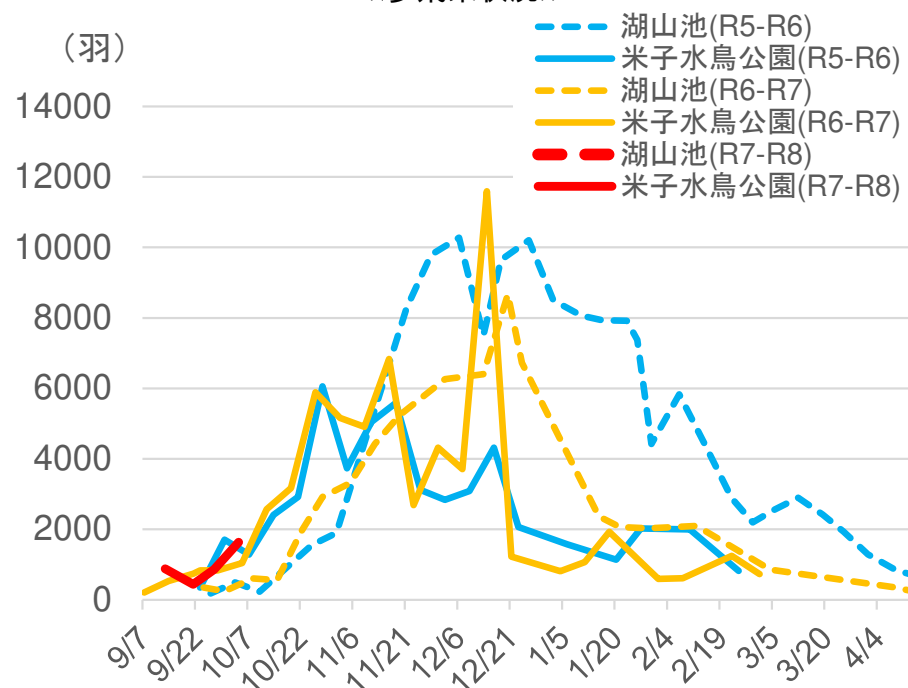
R6	R5	R4	R3	R2
9月28日	10月1日	10月1日	10月11日	10月9日

- ・ 県内各所の飛来地でカモ類が増加中

《飛来状況(10月上旬調査)》

米子水鳥公園	1,633羽
湖山池	206羽

《参飛来状況》



《野鳥サーベイランスの基本方針》

実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視	最大 35地点
	糞便・水検査	3か所
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視	最大 35地点 ※近隣で発生した場合は最大70地点に拡大
	糞便・水検査	3か所 ※近隣で発生した場合は最大6か所に拡大
野鳥監視ステージ3 (県内での感染確認時)	野鳥監視	最大 70地点＋重点区域
	糞便・水検査	最大 6か所＋重点区域

県内の渡り鳥の状況と野鳥サーベイランスの基本方針

(1) 野鳥監視

ステージに応じた監視を実施

- ・ 県内各所の飛来地（湖山池、日光地区、東郷池、米子水鳥公園等）で、カモ類を中心とした飛来鳥類の種類・個体数を確認
- ・ 飛来開始や飛来数の急増時など飛来状況が変化するタイミングで養鶏農場等へ注意喚起
- ・ 死亡野鳥等の通報に迅速に対応するため、インターネットを活用
傷病鳥獣・不法投棄通報ネット「とりパト」<https://sks.pref.tottori.lg.jp:5100/>

(2) 糞便・環境水調査

基本を3か所（日光地区、東郷池、米子水鳥公園）とし、ステージに応じて調査地点を追加。（月1回実施）

- ・ 鳥取大学共同獣医学科山口教授の協力を得て、糞便・環境水を調査。
調査地選定についても助言をいただいている。

鳥取県の対応(愛玩鳥等)

飼育者への注意喚起を実施

1 公園・動物取扱業者(販売・ふれあい施設など)・学校

- 鳥取市保健所とも連携し、県内保健所や関係部局を通じての注意喚起を実施(10月2日に通知)
(健康異常の早期発見、屋内での飼育、防鳥ネット等の点検など)
- 野鳥と触れる可能性があり感染リスクの高い公園等には、今後、発生状況の段階に応じて、注意喚起を強化

2 愛玩鳥を飼育されている個人

- 県ホームページに飼育上の注意事項を掲載
(エサ箱や水飲み場に野鳥を近づけない、野生動物との接触を避けるなど)
- 市町村を通じて注意喚起を実施(10月2日に依頼)
(市町村のホームページ上に、県ホームページリンクの掲載を依頼)

県民への情報提供

○関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施

○ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応

○県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供



お問い合わせ 使い方 サイトマップ RSS

高病原性鳥インフルエンザへの対応

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されています。

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついていたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

鳥インフルエンザに関する情報について

- 📄 [家きんの情報はこちら](#)
- 📄 [野鳥の情報はこちら](#)
- 📄 [愛玩鳥の情報はこちら](#)

お気に入りページ

鳥インフルエンザ相談窓口(24時間対応)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979	(夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877	(//)
中部総合事務所環境建築局(野鳥)	0858-23-3276	(夜間休日 0858-22-8141)
中部総合事務所倉吉保健所(愛玩鳥)	0858-23-3149	(//)
西部総合事務所環境建築局(野鳥)	0859-31-9628	(夜間休日 0859-34-6211)
西部総合事務所米子保健所(愛玩鳥)	0859-31-9320	(//)

※死亡野鳥等の通報は、「とりパト」(<https://sks.pref.tottori.lg.jp:5100/>)を活用いただくと正確な位置情報や写真の共有が可能です。

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240	(夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341	(//)
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140	(//)

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552	(夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117	(夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321	(夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532	(ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145	(//)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317	(//)

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

県民の皆様へのメッセージ

■家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。

■鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- ・野鳥を素手で触らないでください。
- ・野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥：首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

■隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。